

議第 49 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 44 条に定める、容器検査等を受けなければならない高圧ガスの容器として、自動車の燃料である圧縮水素を充填するための圧縮水素自動車燃料装置用容器等が追加されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
事務の種類	事務の内容	区分		手数料の額	事務の種類	事務の内容	区分		手数料の額		
一の部～三の部（略）				一の部～三の部（略）							
四	22の項～28の項（略）				四	22の項～28の項（略）					
保安法の施行に関する事務	29 保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同法第49条第1項に規定する容器再検査	容 器 検 査 等	イの部（略）			保安法の施行に関する事務	29 保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同法第49条第1項に規定する容器再検査	容 器 検 査 等	イの部（略）		
			ロ 繊維強化プラスチック、又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	内容積が1リットル未満のもの	150円				ロ 繊維強化プラスチック、又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	内容積が1リットル未満のもの	150円
			内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	160円	プラスチック				内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	160円	
			内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	260円	複合容器				内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	260円	
			内容積が30リットル以上150リットル未満のもの	320円	又は圧縮天然ガス				内容積が30リットル以上150リットル未満のもの	320円	
			内容積が150リットル以上のもの	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額	又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器				内容積が150リットル以上のもの	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額	
			ハの部・ニの部（略）						ハの部・ニの部（略）		
			イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車燃料装置に装置される附属品	内容積が150リットル未満のもの	24円				イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品	内容積が150リットル未満のもの	24円
			内容積が150リットル以上のもの	31円					内容積が150リットル以上のもの	31円	
			ロの部（略）						ロの部（略）		

改正後	改正前
五の部 (略)	五の部 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の下呂市消防関係手数料条例別表の規定は、令和2年4月1日以降に申請する手数料について適用し、同日前の手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第44条に定める、容器検査等を受けなければならない高圧ガスの容器として、自動車の燃料である圧縮水素を充填するための圧縮水素自動車燃料装置用容器等が追加されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 容器検査等を受けなければならない高圧ガス容器の種類として新しく、圧縮水素自動車燃料装置用容器と圧縮水素運送自動車用容器を追加します。

(別表関係)

- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (3) 改正後の容器は、令和2年4月1日以降の申請に係る容器に適用し、それ以前の申請に係る容器については、従前のとおりとします。

(附則第2項関係)